

らいさま第9号は、人づくり、場づくり、土づくりをテーマとして企画編集したんだ。
市の人づくりの施策と、市民活動補助事業制度で地域づくりにつながっている団体の取組を紹介します。まちづくりには、人づくり、場づくりが欠かせないんだ。その視点も含めて紹介するね。

※市民活動補助事業は、所定の審査をうけ採択された市民活動に対し、経費の一部を補助をする制度です。



下野市
下毛野朝臣古麻呂
(しもつけぬのおそんこまろ)
(大宝律令の選定に携った
下野市ゆかりの人物)

多様な自発的な活動をする人づくりへ～施策が目指す担い手支援～



㊦ 市民活動補助事業の募集要項
㊧ 市民ロビーを活用した展示

市民活動とは、市民が地域や社会への貢献を目指し、自主的に行う活動のことです。さまざまな団体が、地域のにぎわいづくりや市の魅力発信、子育て支援等の活動を展開しています。市では、「市民が主役のまちづくり」を推進するため、市民活動の費用の一部を補助しています。平成24年度からスタートしたこの制度により、平成30年度まで通算して36団体が補助を受け取り組んできました。うち、20団体が1～4年の補助期間を経て卒業し、補助金に頼らず独自の活動を展開しています。

※事業実施団体は、市広報平成30年7月号のP4～5をご覧ください。市のホームページでもご覧いただけます。



第二次総合計画では、協働のまちづくりの実現のため、市民活動支援制度と生涯学習の推進を掲げているんだ。



市生涯学習推進計画では学び場をつくる、学びを活かす、学びを支援するという3つの基本目標を掲げています。具体的施策として、学習発表の場の創出、学びを活かした協働のまちづくりへの参画支援等が盛り込まれています。

その一例として、平成29年度には、庁舎の1階を活用してグリムの里新春書初め大会や美術家協会の作品等の展示をしました。庁舎が生涯学習のあらたな発表の場になっています。



生涯学習推進計画



つながッテルね!
条例34条

(人材及び組織の育成)

第34条 市民、議会、及び市は、市民が主役のまちづくりを推進するため、自発的なまちづくりの担い手及び自律的なまちづくり組織が育つよう支援を行い、その学習環境及び拠点の整備に努めるものとする。